

社会福祉法人弥富福社会役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人弥富福社会の理事、評議員及び監事等（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償等について必要な事項を定める。

(報酬)

第2条 理事長又は、理事が理事長代理で法人業務及び法人が実施する事業の運営のために業務にあたった場合及び監事が監査の業務にあたったときは、別表1により報酬を支払う。

(理事会及び評議員会への出席費用弁償)

第3条 役員等（理事長を除く）が理事会、評議員会等へ出席したときは、別表2によりその費用を弁償する。

(支払い)

第4条 この報酬及び費用弁償等は、当該年度分をまとめて年度末に支給することができる。

(適用除外)

第5条 法人に任用されている施設長等常勤の職員には、この規程は適用しない。

(その他)

第6条 この規程に定めのない事項で必要なことは、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成13年5月24日から施行する。

この改正規程は、平成23年5月24日から施行し、改正後の社会福祉法人弥富福社会役員報酬規程の規定は、平成23年4月1日から適用する。

この改正規程は、平成29年6月20日から施行し、改正後の社会福祉法人弥富福社会役員報酬規程は、平成29年6月1日から適用する。

別表1

項 目	金 額
報酬（第2条関係）	理事長
	監事

別表2

項 目	金 額
費用弁償（第3条関係）	